

指定変更許可基準

相模原市では、住民登録地に基づき通学する小・中学校を指定しておりますが、児童・生徒に個々の事情がある場合には、保護者の申立により、指定された学校以外の学校へ指定を変更できる『指定変更許可制度』があります。次の基準に該当する場合に適用されますが、詳しくは、学務課までお問い合わせください。
なお、申請受付窓口は学務課又は各総合事務所内の教育班となります。

| | 指定変更許可基準 | 申請時に必要な書類等 | 許可期間 (最長) |
|----|--|---|--------------|
| 1 | 小学校1～5年生、中学校1～2年生が、学期途中で転居し、引き続き従前の学校へ通学を希望する場合 | なし ※事前に通学している学校の校長に相談し、承諾を得てください。住民異動届(転居)の手続き後に申請してください。 | 学年末まで |
| 2 | 小学校6年生、中学校3年生が転居し、引き続き従前の学校へ通学を希望する場合 | なし ※事前に通学している学校の校長に相談し、承諾を得てください。住民異動届(転居)の手続き後に申請してください。 | 卒業まで |
| 3 | 新築、改築等により一時的に学区外に居住し、引き続き従前の学校へ通学する場合 | 売買契約書又は賃貸借契約書等の写し ※事前に通学している学校の校長に相談し、承諾を得てください。住民異動届(転居)の手続き後に申請してください。 | 必要な期間 |
| 4 | 小・中学校への入学予定者で、概ね1学期中に転居が確実な場合、又は在学中の者で、学期途中で転居が確実な場合 | 売買契約書又は賃貸借契約書等の写し | 必要な期間 |
| 5 | 自宅に帰っても、児童を保護する者がいない場合(両親の帰宅まで親戚の家等に預ける場合や勤務先、店舗等で児童を預かる場合) 【小学生に限る】 | 保護者の就労証明書及び児童預かり申立書 | 卒業まで |
| 6 | 指定された小学校以外の学校に設置されている児童クラブへの入会が認められ、その学校への通学を希望する場合(学校から児童クラブへの移送が行われている場合は除く) | ①児童クラブ入会承認通知書 ②保護者の就労証明書(民間児童クラブ入会者のみ) | 卒業まで |
| 7 | 児童・生徒に対して教育的配慮を要する場合(指定された学校と通学を希望する学校の両校長が個々の具体的な事情を考慮し教育的配慮を要すると判断した場合) | なし ※事前に通学している学校の校長に相談して、十分な話し合いを行い、承諾を得てください。 | 卒業まで |
| 8 | 児童・生徒に身体的理由がある場合(病気治療等) | 診断書等 | 卒業まで |
| 9 | 北里大学病院への入院による院内学級入級の場合 | 入級通知書 | 必要な期間 |
| 10 | 指定変更許可区域に居住している場合(注1) | なし | 卒業まで |
| 11 | 5～8の理由により、指定変更許可を受けた兄弟姉妹がいる場合 | なし | 卒業まで |

注1 指定変更許可区域とは、指定された学校とは別の指定した学校へ変更することができる区域です。
詳しくは、前頁の「指定変更許可区域」で検索してください。

学区外就学認可基準(市内に住所のある人)

| 認可基準 | 内容 | 添付書類 |
|-------------------------------|---|---|
| 学年途中 (小学校) | 転居により指定された学校指定日が学年の途中の場合、転居前の学区の学校への就学を認める。 [認可期間] 希望によりその学期又は学年の終了までとする。 | ・転入学校指定通知書 ・誓約書 |
| 在学途中 (中学校) | 転居により学区が変わった場合、転居前の学区の学校への就学を認める。 [認可期間] 希望により卒業までとする。 | ・転入学校指定通知書 ・誓約書 |
| 卒業学年 (小学校) | 小学校5学年以降、転居により学区が変わった場合、転居前の学区の学校への就学を認める。 [認可期間] 希望により卒業までとする。 | ・転入学校指定通知書 ・誓約書 |
| 共働き 母子・父子家庭 介護 (小学校) | 児童の下校後、家庭においてその児童を保護する人がいない場合、保護する人が居住又は在宅介護する(自営業の場合はその店舗等がある)学区の小学校への就学を認める。 [認可期間] 4学年の終了までとする(期間後の継続申請も可)。 | ・勤務証明書 (自営業の場合は確定申告書の写し) ・児童預かり証明書 ・介護保険被保険者証又は障害者手帳の写し ・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・共働き誓約書 |
| 転居予定 (小学校・中学校) | 住宅の新築やアパートの入居等で転居することが確実な場合、又は既に、ある住所に居住している人の所へ同居することが確実な場合、「住民異動届」がなされなくとも、前もって転居予定先の学区の学校への就学を認める。 [認可期間] 賃貸借契約書等に記載された引渡予定日又は、同居予定日の属する学期の終了までとする。 | ・物件の所在地及び引渡又は入居予定日がわかる契約書等の写し ・社宅の場合、会社からの入居証明書 ・同居予定の場合、同居予定者の同居確認書 ・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・誓約書 |

学区外就学認可基準(市内に住所のある人)

| 認可基準 | 内容 | 添付書類 |
|---|---|---|
| 地域的学区外 (小学校・中学校) → 一覧表へ | 通学路の安全性や距離的な問題、地域の特性を考慮して、一部の地域について「指定学校以外の特定の学校」への就学を認める。 [認可期間] 卒業までとする。 | ・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・誓約書 |
| ひまわりクラブ [放課後児童クラブ] (小学校) | 学区外のみまわりクラブへ入会を希望し、相当の理由があると認められた場合、入会希望のみまわりクラブが設置された小学校への就学を認める。 [認可期間] 3学年の終了までとする。 | ・勤務証明書(自営業の場合は確定申告書の写し等) ・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・ひまわりクラブ誓約書 |
| ひまわりクラブの延長 (小学校) | 3学年でひまわりクラブを理由として学区外就学認可を受けていた者の認可校が、指定校と同一の中学校区の場合、4学年以降も引き続き認可校への就学を認める。 [認可期間] 希望により卒業までとする。 | ・3学年までの学区外認可通知書 ・ひまわりクラブ誓約書 |
| 部活動 (中学校) | 新入学時、又は市外からの転入時に、入部したい部活動が指定された中学校にない場合、希望部活動のある中学校への就学を認める。 [認可期間] 卒業までとする。 <認可条件> ・小学校時に継続していた部活動又は社会教育活動で活動実績があること。 ・指定中学校区の隣接中学校区とすること。 ・隣接中学校区が複数である場合、自宅から最も近い中学校区とすること。 | ・小学校長又は所属団体からの確認書 ・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・誓約書 ※入部確認書(入学後、学校長より教育委員会へ提出) |
| 疾病等 (小学校・中学校) | 疾病や障害で指定された学校への通学が困難な場合、又は治療のために専門病院等へ通院しなければならない場合、通学や通院が容易な学校への就学を認める。 [認可期間] 医師の診断書によるが、特に記載のない場合、当該年度の終了までとする。 | ・医師の診断書又は障害者手帳 ・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・誓約書 |

学区外就学認可基準(市内に住所のある人)

| 認可基準 | 内容 | 添付書類 |
|----------------------------|--|--|
| <p>教育的配慮 (小学校・中学校)</p> | <p>いじめ、不登校、家庭環境等による児童生徒の精神的な問題点が、転校することにより解消されると判断される場合、学区外就学を認める。また、児童生徒の内向的な性格等のため、転校することによって不登校や精神面での問題が生じてくると判断される場合、転居前の学区の学校への就学を認める。 [認可期間] 保護者の申請により3年以内とする(期間後の継続申請も可)。</p> | <p>・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・誓約書 ※意見書(関係学校長より教育委員会へ提出)</p> |
| <p>教育的配慮の延長 (中学校)</p> | <p>小学校を教育的配慮により学区外就学していた者が認可小学校を卒業した場合、当該の認可小学校が属する指定中学校への就学を認める。 [認可期間] 希望により卒業までとする。</p> | <p>・入学通知書 ・誓約書</p> |
| <p>兄弟関係 (小学校・中学校)</p> | <p>兄弟姉妹が疾病及び教育的配慮を理由として学区外就学を認められた場合、又は兄姉が卒業学年を理由として学区外就学を認められた場合、学区外就学認可を受けた児童生徒の兄弟姉妹についても当該の児童生徒と同じ学校への就学を認める。 [認可期間] 当該の児童生徒の学区外就学認可期間に準ずる。</p> | <p>・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・誓約書</p> |

区域外認可基準(市外に住所がある人が新潟市立学校に通いたい場合)

| 認可基準 | 内容 | 添付書類 |
|-------------------------------|--|---|
| 学年途中 (小学校・中学校) | 世帯転出が学年の途中の場合、転出前の学校への就学を認める。 [認可期間] 希望によりその学期又は学年の終了までとする。 | ・転出先の住民票謄本 ・誓約書 |
| 卒業学年 (小学校・中学校) | 小学校5学年以降及び中学校2学年以降に世帯転出した場合、転出前の学校への就学を認める。 [認可期間] 希望により卒業までとする。 | ・転出先の住民票謄本 ・誓約書 |
| 共働き 母子・父子家庭 介護 (小学校) | 児童の下校後家庭においてその児童を保護する人がいない場合、保護する人が居住又は在宅介護する(自営業等の場合はその事業所がある)学区の小学校への就学を認める。 [認可期間] 原則として、3学年の終了までとする。 | ・住民登録地の住民票謄本 ・勤務証明書 (自営業の場合は確定申告書の写し) ・介護保険被保険者証又は障害者手帳の写し ・児童預かり証明書 ・共働き誓約書 |
| 転居予定 (小学校・中学校) | 住宅の新築やアパートの入居等で転入することが確実な場合、又は既に、ある住所に居住している人の所へ同居することが確実な場合、転入届がなされなくとも前もって転入予定先の学校への就学を認める。 [認可期間] 賃貸借契約書等に記された引渡予定日または同居予定日の属する学期の終了までとする。 | ・住民登録地の住民票謄本 ・物件の所在地及び引渡または入居予定日がわかる契約書等の写し ・社宅の場合、会社からの入居証明書 ・同居予定の場合、同居予定者の同居確認書と住民票抄本 ・誓約書 |

区域外認可基準(市外に住所がある人が新潟市立学校に通いたい場合)

| 認可基準 | 内容 | 添付書類 |
|-------------------------------------|--|---|
| <p>教育的配慮 (小学校・中学校)</p> | <p>いじめ、不登校、家庭環境等による児童生徒の精神的な問題点が転校することにより解消されると判断される場合、区域外就学を認める。</p> <p>また、児童生徒の内向的な性格等のため、転校することによって不登校や精神面での問題が生じてくると判断される場合、転出前の学校への就学を認める。</p> <p>[認可期間] 当該年度の終了までとするが、1年ごとの再申請により卒業までとする。</p> | <p>・住民登録地の住民票謄本 ・誓約書</p> <p>※意見書(関係学校長より教育委員会へ提出)</p> |
| <p>疾病等 (小学校・中学校)</p> | <p>疾病や障害で指定された学校への通学が困難な場合、又は治療のために専門病院等へ通院しなければならない場合、通学や通院が容易な学校への就学を認める。</p> <p>[認可期間] 医師の診断書によるが、特に記載の無い場合当該年度の終了までとする。</p> | <p>・住民登録地の住民票謄本 ・医師の診断書又は障害者手帳 ・誓約書</p> |
| <p>病弱特別支援学級[院内学級] (小学校・中学校)</p> | <p>病弱特別支援学級に入級を希望する場合、その特別支援学級設置校への就学を認める。</p> <p>[認可期間] 医師の診断・所見による。</p> <p>○病弱特別支援学級設置校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟大学医学部附属病院内 →白山小学校、二葉中学校 ・新潟県立がんセンター新潟病院内 →鏡淵小学校、白新中学校 ・新潟市民病院内 →沼垂小学校 | <p>・住民登録地の住民票謄本 ・誓約書</p> <p>・入級申請書(主治医の診断・所見を含む)</p> <p>※入級申込書は、各病弱特別支援学級にあります。</p> |

トップ > 学事課 > 指定学校変更制度について

コンテンツ

[指定学校変更制度について](#)

[遠距離通学費補助金について](#)

[特別支援教育就学奨励費補助金について](#)

[幼稚園の園児募集について](#)

[就学援助制度について](#)

[静岡市の奨学金制度、奨学金について](#)

[小・中学校の転校・入学手続きについて](#)

[静岡市立小・中学校通学区域表](#)

[幼稚園就園奨励費補助金について](#)

指定学校変更制度について

教育委員会は、各小・中学校ごとに通学区域を設定して、就学児童・生徒の住所により就学すべき学校を指定します。(学校教育法施行令第5条第2項)

しかし、特別な事情(静岡市立の小学校及び中学校に係る指定学校変更が認められる基準参照)により指定学校を変更して通学を希望する場合は、保護者の申立てにより、教育委員会が変更を認める場合があります。(学校教育法施行令第8条)

静岡市の基準は以下のとおりです。

静岡市立の小学校及び中学校に係る指定学校変更が認められる基準

| 種別 | 要件 | 添付書類等 | |
|----|--------------|---|--|
| 1 | 変更可能区域(調整区域) | 教育委員会の認める区域に居住している場合(教育委員会が変更を許可する区域参照) | |
| 2 | 住宅事情(転居予定) | 住宅の新築等により、1年以内に市内の他学区への転居が確実であるとき、住民票を移す前に転居先の学区の学校へ就学を希望する場合(許可期間は最長1年) | ・建築確認済通知書の写し、 ・建築請負契約書の写し、 ・賃貸借契約書の写しのいずれか1通 |
| 3 | 転学事由(市内転居) | 市内で他の学区へ転居した後も、在籍している学校へ引き続き就学を希望する場合 | |
| 4 | 傷病又は心身の障害 | 傷病又は身体の障害により、指定された学校に就学することが困難な場合 | ・医師の診断書 ・保護者の理由書 |
| 5 | 留守家庭 | 児童の帰宅時に同居家族が仕事で留守となるため、預かり先所在地の指定された学校に就学を希望する場合(小学生のみ) | ・同居家族全員の勤務証明書 ・児童預かり証明書 ・同居家族一覧表 ・納税証明書の写し、源泉徴収票の写し、確定申告書の写しのいずれか1通 |
| 6 | 特別支援学級 | 特別支援学級に入級する児童・生徒で、交通事情、道路事情等の理由により指定校された学校以外の学校へ就学することで児童・生徒の通学上の負担が軽減される場合 | ・保護者の理由書 |
| 7 | 兄弟姉妹 | 兄弟姉妹が就学している学校への就学を希望する場合(卒業者を除く) | |
| 8 | 再転入 | 静岡市立の小中学校に入学後、転出し、再度静岡市立の小中学校に転入した児童・生徒で、転出前 | |

| | | | |
|----|-------|--|--|
| 9 | 小中継続 | に就学していた学校へ就学を希望する場合 | |
| | | 静岡市立の小学校に指定学校を変更して就学している児童が、静岡市立の中学校に入学する際に、卒業する小学校の通学区域の中学校へ入学を希望する場合（小学校6年時の許可が、3、5、7、8の場合に限る） | |
| 10 | 教育的配慮 | いじめ、不登校等で指定校以外の学校へ就学することで問題が解消されると見込まれる場合 | ・学校長の副申書 ・保護者の理由書 ・教育委員会が必要とする書類 |

- ・「2住宅事情」以外の変更許可期間は、小学生は小学校卒業まで、中学生は中学校卒業までとなります。
- ・「9小中継続」は、小学校時に指定学校変更許可された際の根拠となる住所の通学区域（学区）の中学校が進学先になります。
- ・学区外からの通学になりますので、保護者が一切の責任を持ち、最も安全な方法で通学させてください。
- ・指定学校変更により、入学・転校後、その事由が変更又は解消した場合は、学事課へご連絡ください。

手続きについて

【4月に入学する新1年生】

入学通知書が届いてからの受け付けとなります。

【入学後】

指定学校変更の種別の1、3の場合は、各区役所の戸籍住民課または市民サービスコーナーで転居の手続きをする際、その窓口へお申出ください。

それ以外の要件の場合やその他ご不明な点がありましたら、学事課へお問い合わせください。

《教育委員会が変更を許可する区域（小学校）》

| 指定変更できる学校 | 指定学校 | 区名 | 町名 |
|-----------|--------|-----|---------------------------------------|
| 1 新通小学校 | 田町小学校 | 葵区 | 本通九丁目の一部（本通以南） |
| 2 番町小学校 | 田町小学校 | 葵区 | 田町二丁目 |
| 3 横内小学校 | 千代田小学校 | 葵区 | 沓谷二丁目の一部（1番～7番） |
| | 竜南小学校 | 葵区 | 千代田の一部（1番地～3番地） |
| 4 井宮小学校 | 井宮北小学校 | 葵区 | 桜町二丁目 |
| 5 中田小学校 | 南部小学校 | 駿河区 | 中田三丁目の一部（1番～5番・7番～8番）、中田四丁目の一部（1番～8番） |
| 6 東豊田小学校 | 西豊田小学校 | 葵区 | 長沼の一部（国道以南でJR東静岡駅より東の地域） |
| 7 大里西小学校 | 中島小学校 | 駿河区 | 西脇の一部（東名高速道路以北） |

| | | | | |
|----|---------|-----------|-----|---|
| | | | | 中島の一部（東名高速道路以北） |
| | | 新通小学校 | 駿河区 | 新川一丁目、宮本町、馬淵一丁目 |
| | | 駒形小学校 | 駿河区 | 寿町 |
| 8 | 千代田小学校 | 千代田東小学校 | 葵区 | 上土一丁目の一部、上土二丁目 の一部 古庄五丁目、古庄六丁目の一部 (1番8, 10号) |
| | | 東豊田小学校 | 葵区 | 古庄三丁目の一部(29番～ 36番) |
| 9 | 葵小学校 | 横内小学校 | 葵区 | 城東町 |
| | | 伝馬町小学校 | 葵区 | 伝馬町の一部(1番地～8番 地・旧電鉄以西) 鷹匠一丁目 |
| | | 新通小学校 | 葵区 | 本通四丁目 常磐町三丁目の一部(旧常磐町 二丁目の地域) |
| | | 中田小学校 | 駿河区 | 泉町、黒金町 |
| 10 | 服織小学校 | 服織西小学校 | 葵区 | 新間の一部(見性寺前の区域) |
| 11 | 井宮北小学校 | 井宮小学校 | 葵区 | 新伝馬二丁目の一部(7番の み) |
| 12 | 清水小学校 | 清水不二見小学校 | 清水区 | 上力町、沼田町、向田町、村松 原二丁目 |
| 13 | 清水入江小学校 | 清水有度第一小学校 | 清水区 | 北脇の一部、北脇新田の一部 |

《教育委員会が変更を許可する区域（中学校）》

| 指定変更できる学校 | 指定学校 | 区名 | 町 名 |
|-----------|---------|-----|--|
| 1 末広中学校 | 安倍川中学校 | 葵区 | 田町二丁目 |
| | 大里中学校 | 駿河区 | 新川一丁目、宮本町、馬淵一丁目 |
| 2 城内中学校 | 末広中学校 | 葵区 | 本通四丁目 常磐町三丁目の一部（旧常磐町二丁目の地域 2番 1, 18, 19号、3番1～11, 20号） |
| | 大里中学校 | 駿河区 | 泉町、黒金町 |
| 3 大里中学校 | 高松中学校 | 駿河区 | 中田三丁目の一部（1番～5番・7～8番）、 中田四丁目の一部（1番～8番） |
| | 安倍川中学校 | 駿河区 | 寿町 |
| 4 東中学校 | 東豊田中学校 | 葵区 | 古庄三丁目の一部（29番～36番） |
| 5 東豊田中学校 | 豊田中学校 | 葵区 | 長沼の一部（国道以南でJR東静岡駅より東の地域） |
| 6 観山中学校 | 竜爪中学校 | 葵区 | 南沼上の一部（沼組 900番～911番、913番、914番、917番、960番～1000番） |
| 7 清水第八中学校 | 清水第七中学校 | 清水区 | 有東坂13番（2号～5号を除く）、14番～16番、17番 1, 3, 4, 14号、19番 8, 10～ 13, 19, 21, 22, 26号 吉川、半左衛門新田、平川地 |
| 8 清水第三中学校 | 清水第四中学校 | 清水区 | 上力町、沼田町、向田町、村松原二丁目 |
| 9 清水第六中学校 | 西奈中学校 | 清水区 | 鳥坂の一部（巴川以北） |

浜松市学区外就学許可基準

浜松市教育委員会は、市内に在学する普通学級の児童生徒の就学指定校の変更について、保護者からの申請により、次に掲げる理由に該当すると認める場合に許可するものとする。

| NO | 対象理由 | 許可期限 | 必要書類等 |
|----|---|--|--|
| 1 | 転居 浜松市内間で転居をした小学生を、引き続き在籍していた小学校または、その小学校を学区にもつ中学校に通学させたい場合。中学生を引き続き在籍していた中学校に通学させたい場合 | <ul style="list-style-type: none"> 小学生は中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります) 中学生は中学校卒業まで許可します | |
| 2 | いじめ等 いじめ・不登校・その他住民票の異動が出来ない等の特別な事情により、指定校以外の学校に通学させたい場合 | <ul style="list-style-type: none"> 小学生は中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります) 中学生は中学校卒業まで許可します | <ul style="list-style-type: none"> いじめ・不登校については校長及び指導課長の意見書 特別な事情については学区外就学を許可するに必要な理由書等 |
| 3 | 地理的理由等 自治会からの学区に関わる要望(地理的・歴史的経緯等)により、教育委員会が特に認めている地域に居住する者が、指定校以外の学校に通学させたい場合 | <ul style="list-style-type: none"> 小学生は中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります) 中学生は中学校卒業まで許可します | |
| 4 | 病弱等 身体的理由等で、近隣校または通院先に近い学校に通学させたい場合 | 事由解消まで | <ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書等 |
| 5 | 留守家庭 共働き等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅・知人・放課後児童会等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に通学させたい場合 | 中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります) | 在職証明書 様式 記載例 承諾書 様式 記載例 |
| 6 | 転居予定 新築等により、完成後(購入後)の転居が確実であり、転居予定先の指定校に通学させたい場合 | 事由解消まで(最長1年) | 建築確認申請書、売買契約書、建物賃貸借契約書などのうち、転居予定が判る書類のいずれか1部 |
| 7 | 立ち退き 都市計画等の公権力により立ち退きをしたが、引き続き従来の学校に通学させたい場合 | <ul style="list-style-type: none"> 小学生は中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります) 中学生は中学校卒業まで許可します | <ul style="list-style-type: none"> 立ち退き証明書 |
| 8 | 特認校 別表1に掲げる小規模特認校に、通学させたい場合(通学の条件等は「浜松市小規模特認校制度」による) | 中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります) | |
| 兄 | 1から9の理由で許可された者及び発 | <ul style="list-style-type: none"> 小学生は中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校 | |

| | | | |
|----|---------|---|--|
| 9 | 弟関係 | 達学級に通学している者の兄弟姉妹を指定校以外の学校に通学させたい場合 | へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります) ● 中学生は中学校卒業まで許可します |
| 10 | 学校規模適正化 | 学校規模適正化の推進により、教育委員会の指定する地域に居住する者が、別表2に掲げる学校に通学させたい場合(別紙事務取扱要領による) | 中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります) |

附 則

1. この学区外就学許可基準は、平成元年4月1日から実施する。
2. 昭和63年度の中学校在校生については、第4号中「小学校卒業」とあるのは「中学校卒業」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は平成5年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成6年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成7年1月7日から実施する。

附 則

この改正は平成7年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成10年4月1日から実施する。
ただし、経過措置として、転居により平成9年度末までの学区外就学許可を得ていた者で、引き続き在籍校に通学させることを希望する場合は、これを認める。

附 則

この改正は平成11年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成14年9月1日から実施する。

附 則

この改正は平成16年1月1日から実施する。

附 則

この改正は平成17年7月1日から実施する。

附 則

この改正は平成18年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成19年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成20年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成21年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成22年4月1日から実施する。

別表1

| 学校名 | 所在地 |
|-----------|-----------------|
| 浜松市立双葉小学校 | 浜松市中区海老塚二丁目5番1号 |